（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 二の二　有価証券信託受益証券　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。 二の三　預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券をいう。 ［三～十五　略］ （上場株券等の数） **第三条の六**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。 一　投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）については、投資口（同法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の数 二　有価証券信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ　株券　当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数 ロ　投資証券　当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数 三　預託証券については、次に掲げる当該預託証券において表示される権利に係る有価証券（法第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ　株券　当該預託証券において表示される権利の目的である株式の数 ロ　投資証券　当該預託証券において表示される権利の目的である投資口の数 （日曜日等） **第七条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。 ［一・二　略］ （買付条件等の変更の公告の掲載事項） **第十条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 二の二　株券預託証券　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。 ［三～十五　同上］ ［条を加える。］ （日曜日その他の日） **第七条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。 ［一・二　同上］ （買付条件等の変更の公告の掲載事項） **第十条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　同上］